

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会 会則 (2009年6月29日制定)

(名称)

第1条 本会は、イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 イリオモテヤマネコが生息する西表島のうち、特に緊急対応が必要な低地部において、重要な生息地を抽出するとともにそれらに影響を与えうる人間活動を整理しイリオモテヤマネコの生息地保全のために必要な地点別の重要配慮事項を科学的に明らかにする保全調査活動を継続して行い、また、その情報を土地利用に関わる各行政機関に提供することで、同各行政機関が、行政計画、公共事業、許認可、行政指導等の策定あるいは実施において、利害関係者との軋轢を最小化しつつ、イリオモテヤマネコの保全に最大限効果的な配慮を行えるようにすることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、イリオモテヤマネコの保全について科学的専門性を有する者によって構成される。

- 2 委員会は、その保全調査活動に関し、委員会外の専門家に対して、必要な情報提供ないし意見を求めることができる。

(保全調査)

第4条 委員会が行う保全調査活動は、次のとおりとする。

(1) イリオモテヤマネコ生息地における重要配慮事項調査

生息環境の既存情報を科学的手法に基づいて総合的に解析して特に重要な生息地を抽出するとともに、それらに影響を与えうる人間活動を整理し、イリオモテヤマネコの生息地保全のために必要な地点別の重要配慮事項を科学的に明らかにすること。

(2) イリオモテヤマネコ環境モニタリング調査

(1)の調査結果とりまとめの後、環境要素等を中心にモニタリングを行ない、重要配慮事項を継続的に見直すこと。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名
副委員長 1名
監事 1名

(権限)

第6条 委員長はこの委員会を代表し、統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 監事は、委員会の会計監査を行うものとする。

(事務局)

第7条 委員会の運営を円滑に行うため、事務局を置く。

(委員会の運営)

第8条 総会は、毎年1回開催するほか、委員長が必要と認めたときに召集する。

2 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画および予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) その他、委員長が必要と認める事項

(財政)

第9条 委員会の事業費及び管理費は、寄付金および助成金をもってあてる。

(会計年度)

第10条 委員会の会計年度は、毎年11月1日に始まり10月31日に終わる。

(附則)

1 この会則は、2009年7月1日より施行する。

2 事務局は次の住所におく。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル7階 森の風法律事務所(5階分室)内
(事務局 坂元雅行)